

# 1. 海岸保全基本計画策定・改定の概要

## 1.1 計画策定・改定の考え方

仙台湾沿岸は、宮城県牡鹿半島先端の黒崎から福島県相馬市の茶屋ヶ岬にいたる太平洋に面した海岸である。牡鹿半島および松島湾はリアス式の崖海岸であり、松島湾は、特別名勝松島として日本三景に挙げられる景勝地である。また、仙台塩釜港仙台港区から茶屋ヶ岬に至る海岸および鳴瀬川河口周辺～石巻漁港周辺の海岸は砂浜性の海岸であり、特に仙台塩釜港仙台港区から相馬港に至る海岸は、東北地方では数少ない長大な砂浜を有する海岸である。

これらの砂浜海岸では、漁港・港湾等の海岸構造物の建設による沿岸漂砂の変化および山地、河川からの供給土砂の減少に起因すると考えられる海岸侵食が著しく、砂浜が消失した区間も発生している。また、台風等に起因する波浪による堤防被災等も頻発しており、今後も海岸侵食による砂浜の消失および堤防等の被災が発生することが懸念されている。

一方、総合的な視野に立った海岸の管理を行うため、これまでの“災害からの海岸の防護（防災）”に加えて、“海岸環境の整備と保全”および“公衆の適正な利用”が法目的に追加され、防災・環境・利用の3つの面でバランスのとれた海岸管理が求められている。

このような状況により、平成16年10月に宮城県および福島県では、国が定めた海岸保全基本方針に基づき、仙台湾沿岸を広域的な視点でとらえ、地域の意見を反映した「仙台湾沿岸海岸保全基本計画」を策定し、海岸特性に応じた海岸防護のための海岸保全施設整備等のもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した調和のとれた総合的な海岸保全を推進していくこととした。

そうした中、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、仙台湾沿岸において海岸保全施設等に甚大な被害が発生した。このことを踏まえて、中央防災会議から新たな津波対策が示されるとともに、平成26年6月11日に公布された「改正海岸法」では、防災減災機能を有する樹林を海岸保全施設に位置づける措置がなされた。このため、震災被害の特徴や今後の防災対策で対象とする津波の考え方を踏まえ、主に「海岸の防護及び維持管理に関する事項」を今般改定するものである。また、被災した海岸保全施設の早急な復旧を推進するとともに、各市町村の復興まちづくりとも調和するよう、引き続き、海岸環境の保全や海岸利用に配慮すべく、「海岸環境の整備及び保全に関する事項」等の必要な改定を行うものである。

改正の概要	
<b>海岸の防災・減災対策の強化</b>	
○海岸管理における防災・減災対策の推進	
➢ 堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林（「緑の防潮堤」）など粘り強い構造の海岸堤防等を海岸保全施設に位置付け	
➢ 関係者が海岸の防災・減災対策を協議するための協議会の設置	（「緑の防潮堤」のイメージ）
○水門・陸閘等の安全かつ確実な操作体制の確立	
➢ 水門・陸閘等について、災害発生時に現場操作員の安全を確保しつつ適切に操作するための操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定	
➢ 災害時の海岸管理者による障害物の処分等の緊急措置及び水門・陸閘等の操作従事者等に対する損害補償規定の整備	（陸閘の閉鎖作業）
<b>海岸の適切な維持管理の確保</b>	
○海岸保全施設の適切な維持管理	
➢ 海岸管理者の海岸保全施設に関する維持・修繕の責務を明確化し、予防保全の観点から維持・修繕基準を策定	
➢ 船舶が座礁等した場合に海岸保全施設の損傷等を防止するため、海岸管理者は当該船舶の撤去を命令	（堤防の点検）
○地域の実情に応じた海岸の維持管理の充実	
➢ 海岸管理者は海岸の管理に協力する法人又は団体（NPO等）を海岸協力団体として指定	
	（海岸保全区域内での船舶の座礁）

H26.6.11 公布 海岸法改正の概要

## 1.2 計画策定・改定に関する基本的な事項

宮城県・福島県は、海岸保全基本方針に基づき、地域の意見等を反映した「仙台湾沿岸海岸保全基本計画」を作成し、総合的な海岸の保全を実施するものである。本計画において定める基本的な事項と計画策定・改定に当たって留意した事項は、次のとおりである。

### 1.2.1 計画に定める基本的な事項

#### (1) 海岸の保全に関する基本的な事項

海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として以下を定める。

- イ 海岸の現況及び保全の方向に関する事項  
自然的特性や社会的特性等を踏まえ、海岸保全の長期的な在り方
- ロ 海岸の防護に関する事項  
防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容
- ハ 海岸環境の整備及び保全に関する事項  
海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容
- ニ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項  
海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容

#### (2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

沿岸の各地域の海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項として以下を定める。

- イ 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項
  - ① 海岸保全施設を整備しようとする区域  
一連の海岸保全施設を整備しようとする区域を原則として定める。
  - ② 海岸保全施設の種類、規模及び配置等  
①の区域ごとの海岸保全施設の種類、規模及び配置等について定める。
  - ③ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況  
海岸保全施設の整備によって海岸侵食や高潮、津波等による災害から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等を示す。
- ロ 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項
  - ① 海岸保全施設の存する区域
  - ② 海岸保全施設の種類、規模及び配置等
  - ③ 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

### 1.2.2 留意した事項

海岸保全基本計画を策定・改定するに当たって留意した事項は次のとおりである。

#### (1) 関連計画との整合性の確保

計画策定時は、地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に配慮し、地域が一体となった計画の推進が重要であることから、「宮城県総合計画」、「福島県新長期総合計画」をはじめとした県土の利用、開発及び保全、環境保全、地域計画等関連する計画との整合性を確保した。また、計画改定時は「宮城県震災復興計画」、「福島県復興計画」等との整合性を確保した。

#### (2) 関係行政機関との連携調整

計画策定時は、「仙台湾沿岸海岸保全基本計画策定行政連絡会」を設置し、広範囲および様々な分野にわたる総合的な連携調整を図ることにより計画策定作業を行なった。また、計画改定時においても、広範囲及び様々な分野にわたる総合的な連携調整を図った。

#### (3) 地域住民の参画と情報公開

計画策定時は、計画の策定段階において、有識者等からなる懇談会を設置し意見を聴く他、地域住民との意見交換会等を実施した。今回変更では、宮城県沿岸懇談会で有識者からの意見を聴き、関係する住民、海岸管理者、関係市町からの意見聴収を実施した。

### 1.3 計画策定の対象範囲

「仙台湾沿岸海岸保全基本計画」の計画策定の対象範囲となる仙台湾沿岸は、北は宮城県黒崎から南は福島県茶屋ヶ岬までの松島湾内の島々や離島を含む海岸線延長が約 422 km（直線的には約 120km）の海岸であり、沿岸には、宮城県の7市6町、福島県の1市1町が含まれている。

主な流入河川は、旧北上川、鳴瀬川、七北田川、名取川、阿武隈川、宇多川である。

計画策定に際しては、沿岸を3つの地域（仙台北地域、仙台南地域、福島地域）に分割し海岸保全施設計画等の検討を行った。

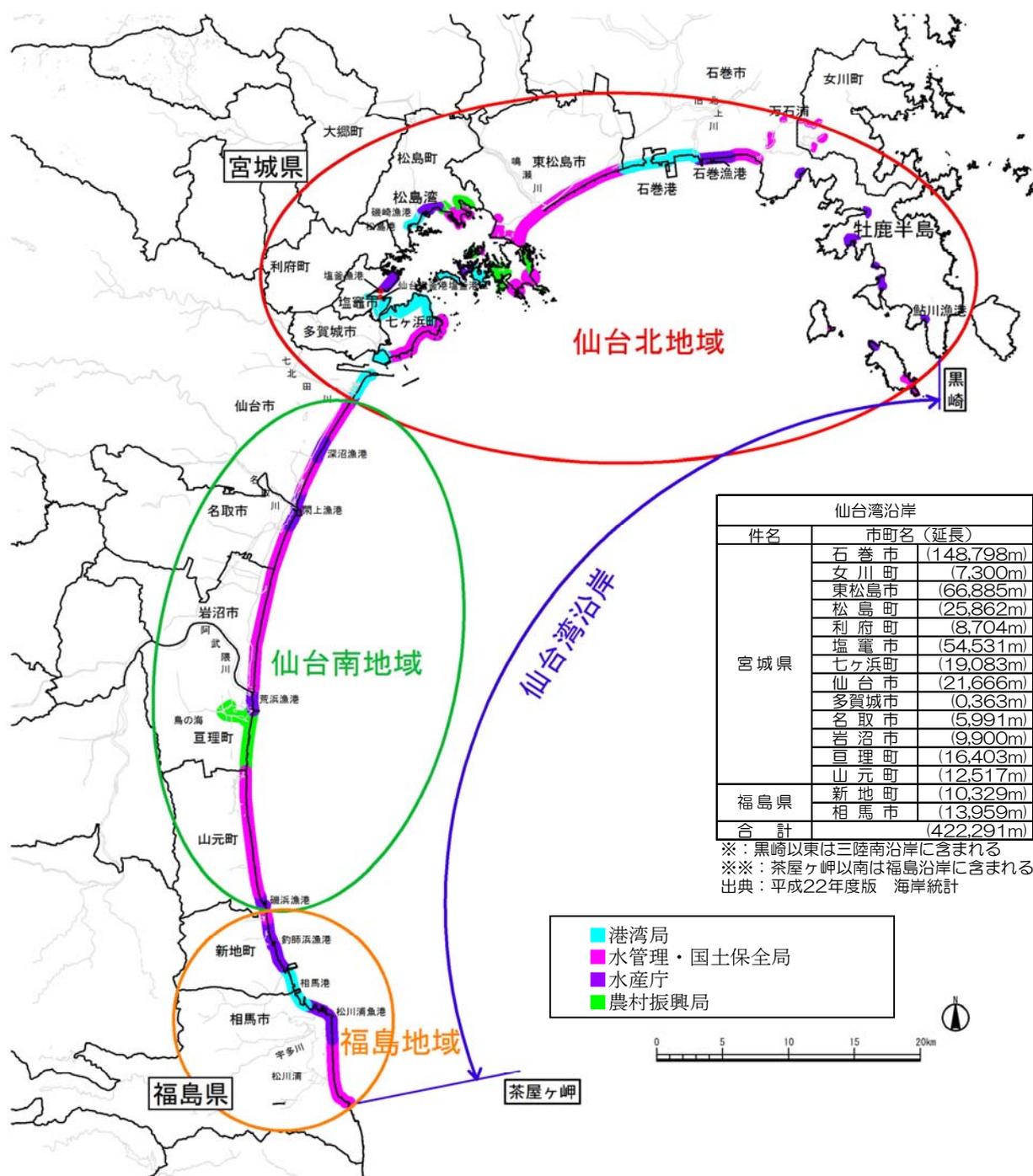


図-1.1 計画策定の対象範囲

## 1.4 計画策定及び改定の流れ

計画策定時は、仙台湾沿岸海岸保全基本計画策定にあたり、地域の特性やニーズを把握し、計画に反映させるために、海岸に関係する有識者や地域住民等から意見を聴くことを目的として、「仙台湾沿岸懇談会」を設置した。また、各地域における海岸保全施設の整備に関して意見を聴くことを目的として、宮城地域懇談会、仙台南地域懇談会、福島地域懇談会を設置した。ただし、福島地域懇談会については、福島県が設置した「福島県沿岸懇談会」を持って位置づけた。

本改定にあたり、宮城県では「宮城県沿岸懇談会」を設置し、最終的な検討を行った。なお、計画策定に先立ち、仙台湾沿岸の海岸管理者および海岸に関係する行政機関からなる「宮城県沿岸行政連絡協議会」を組織し、行政間の連絡・調整を行なった。

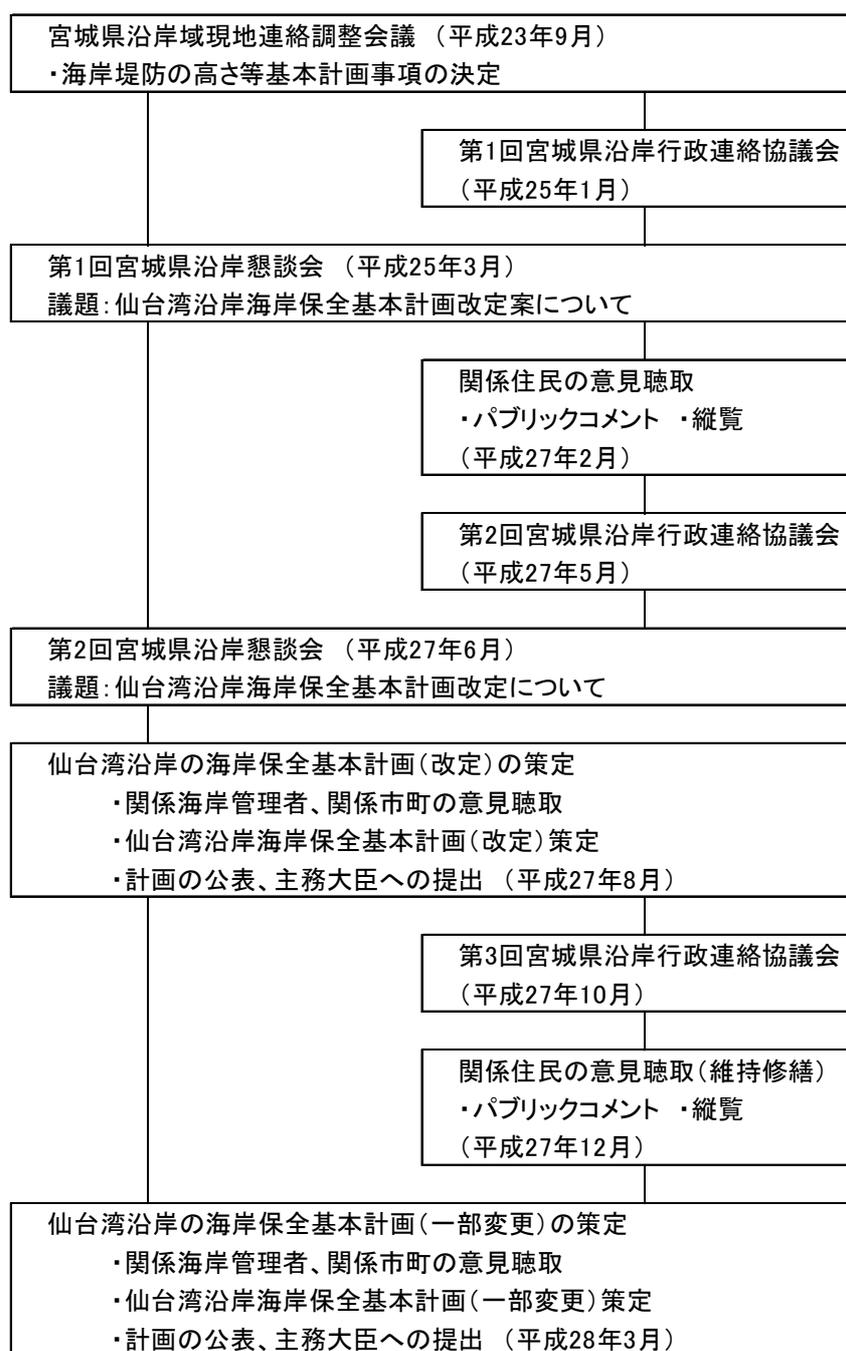


図-1.2 仙台湾沿岸海岸保全基本計画の策定フロー（宮城県）

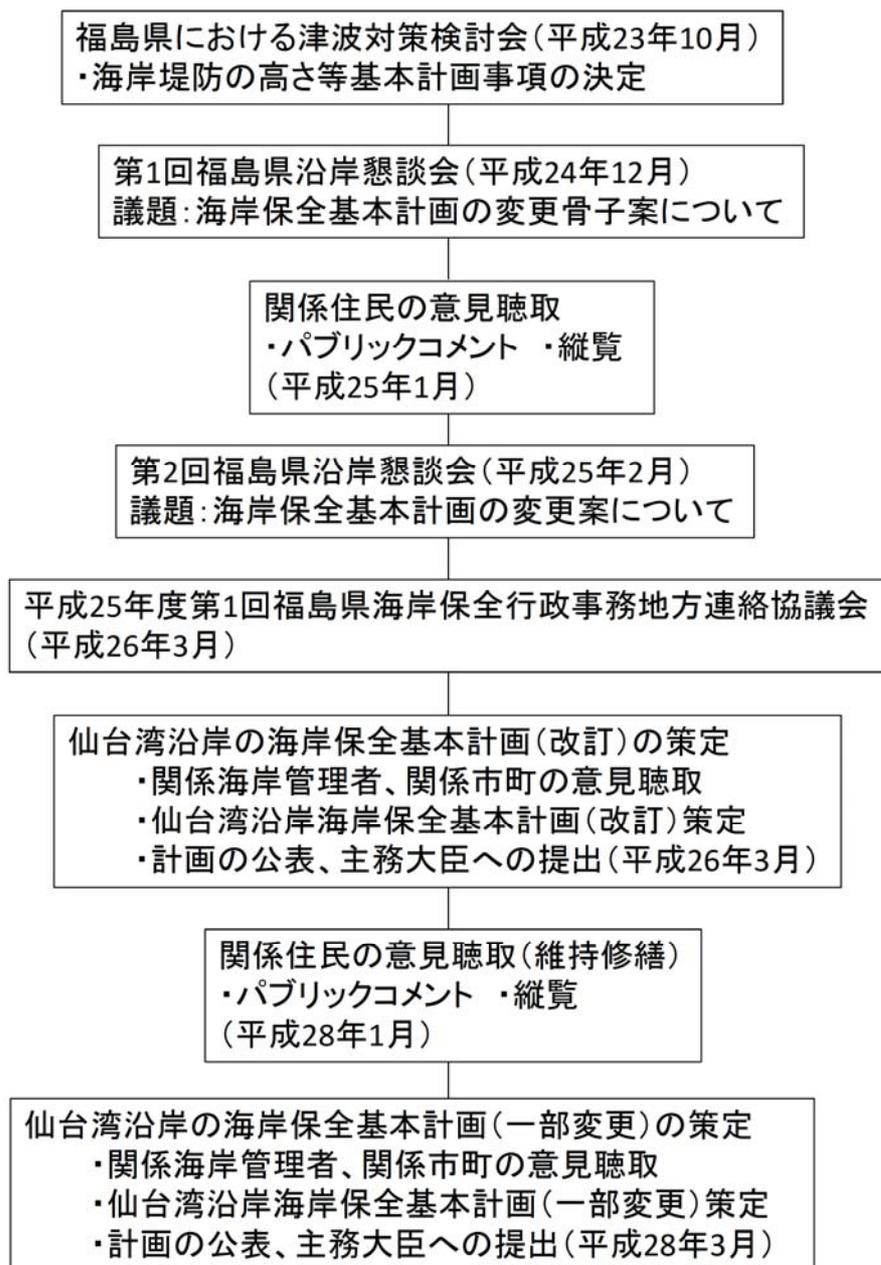


図-1.3 仙台湾沿岸海岸保全基本計画の策定フロー(福島県)

(計画改定の流れ)

計画改定では、計画策定時のものに東日本大震災以降の状況を踏まえ、追記、修正を行った。本改定にあたり、宮城県では宮城県沿岸懇談会を設定し検討を行った。

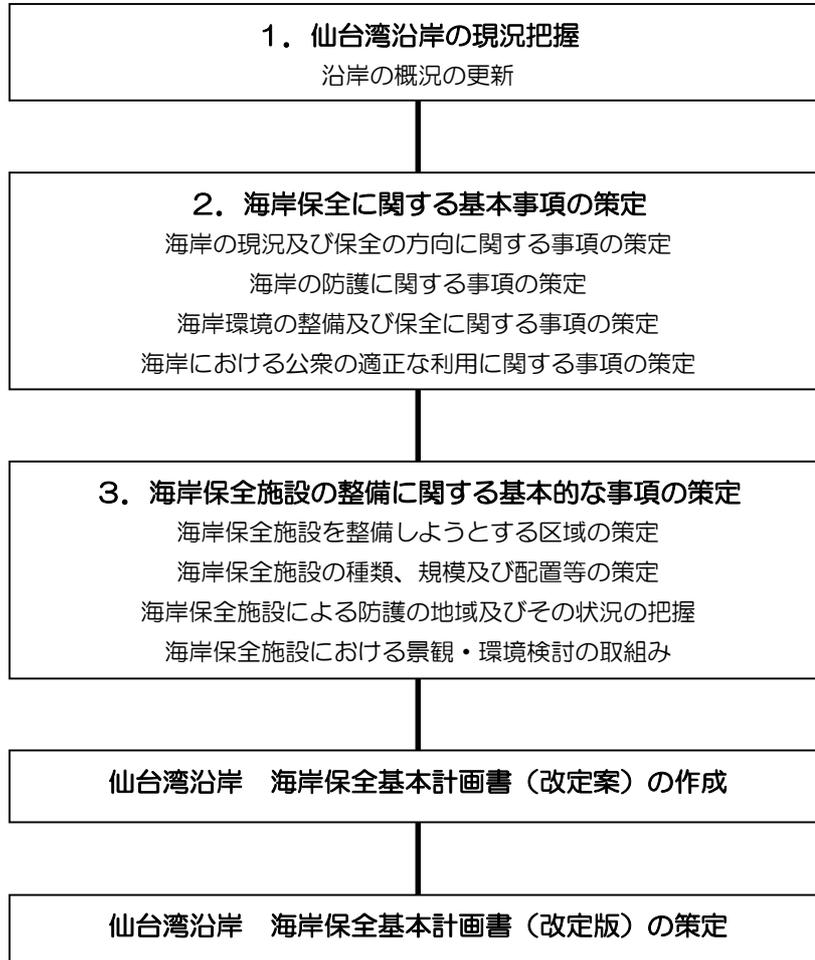


図-1.4 仙台湾沿岸海岸保全基本計画の改定フロー